

公の施設【基本情報】

施設名	新潟市潟東ゆう学館・新潟市潟東地区公民館
所管部・課	西蒲区役所地域総務課
所在地	新潟市西蒲区三方10番地
根拠法令	教育基本法・社会教育法
設置条例	新潟市潟東ゆう学館条例・新潟市公民館設置条例
施設概要	平成13年に複合施設として潟東ゆう学館が建設され、入浴施設・機能訓練室・図書館と併設して、潟東地区公民館が設置された。 敷地面積5912.2㎡ 建築面積1756.97㎡ 延床面積1893.88㎡ 建物構造・主な施設内容(構成施設の内容) 1階 学び棟 事務室(81.0㎡) 和室研修室(73.7㎡) 2階 学び棟 第1研修室(73.13㎡) 第2研修室(73.13㎡) 視聴覚室(175.5㎡) その他施設 1階 福祉棟 大広間、浴室、個室(松・竹)、機能訓練室、デイホーム、学び棟 潟東図書館

施設 の 設置 目的
市民が集い、学び及び憩う施設として、市民の健康福祉の増進及び生涯学習の振興を図るため、新潟市潟東ゆう学館を設置する。社会教育法(第20条・第24条)の規定に基づき、住民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するため潟東地区公民館を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>【ゆう学館基本方針】 ゆう学館は、市民の健康福祉の増進のための事業、社会教育法の規定により設置する新潟市潟東地区公民館の事業、図書館法の規定により設置する新潟市立潟東図書館の事業及び施設の貸出しの事業を行う。</p> <p>【公民館基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「学びを通じた地域の絆づくりとコミュニティの活性化」：地域とつながり、学びを通じて地域課題・社会的課題やニーズに迅速に対応しながら、地域の絆づくりとコミュニティの形成・活性化に努めます。 2 「学・社・民の融合による地域教育力の向上」：公民館は、学・社・民の相互の連携や協力により、教育目標を共有化し、それぞれの役割の中で豊かな人間性を培い、地域教育力の向上を支援します。 3 「市民一人一人の多様なニーズに応じた学習機会の充実」：子育てや家庭教育の支援、青少年の健全育成、高齢者の学習機会の充実など、各世代の学びに対する場の提供と支援に努めます。また、市民団体等との連携を推進します。 <p>【公民館重点事業】 基本方針実現に向け、以下のとおり重点事業を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域コミュニティ活動の活性化を支援する事業 2. 学・社・民の融合による人づくり、地域づくりを推進する事業 3. 家庭の教育力の向上を支援する事業 4. 青少年の生きる力を育む事業 5. 高齢者の学習や社会参加を支援する事業 6. 現代的課題を探り、解決を支援する事業